

医政発0701第21号  
平成28年7月1日

各都道府県医療関係部(局)長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

矯正施設の医療の確保に関する御支援と御協力について

平素より医療行政の推進に格別のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

矯正施設において勤務する常勤医師の確保のため、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」(平成27年法律第62号。以下「矯正医官特例法」という。)が平成27年12月1日に施行され、矯正医官の勤務形態として、民間医療機関等における平日昼間の兼業や、矯正施設内での勤務と大学院等での調査研究を両立しやすい「フレックスタイム制」の選択等が可能となりました。矯正医官特例法の活用により、地域医療機関と矯正施設が協力して医師を招へいし、双方で勤務いただくなど、矯正医官と地域医療との連携強化が図られることが期待されております。

今般、法務省矯正局長より、別添のとおり、都道府県医療関係部(局)への周知依頼がありましたので、貴職におかれては、内容を御了知の上、本制度の周知広報等に御配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。